

パチンコ・パチスロ攻略法



Q パチンコ雑誌で「必ずもうかるパチンコ・パチスロ攻略法」という広告を見たのですが、本当にもうかるのでしょうか。苦情などの例はありますか。

A 一般的な苦情として、以下のような例があります。

- 無料体験ではもうかったのですが、高額な代金を払って購入した攻略法を試したが全くもうからず、苦情を伝えたが、「攻略法の通りにしていないから」と言われた。また、「次の手を教える、今度は絶対にもうかる」と言われ、合計100万円以上の代金を払ったが全くもうからなかった。その後、苦情の電話も受け付けてもらえなくなった。
- 「保証制度があり、勝てない場合は攻略法の購入代金を全額返金する」と記載があったので返金請求をしようとしたが、業者と連絡が取れなくなっていた。
- クーリング・オフできるとの記載があったので、クーリング・オフの通知を出したが返金されなかった。その後、電話で返金請求をしても聞いてもらえず、「裁判で争ってもかまわない」と言われた。
- 契約書面に記載されている所在地に、会社が存在しなかった。

全国のパチンコホールで組織する全日本遊技事業協同組合連合会では、「高設定の台情報を提供するとして、無断で実在のホール名を列挙し、情報提供料を取るホームページが開設されているようだが、ホールが外部に設定情報を提供したり漏えいしたりすることはない。情報料と引き換えに高設定情報を提供するのは詐欺罪に該当する恐れがある。また、いわゆる『サクラ』や『打ち子』を募集することもありえない。甘い情報にだまされることがないように」と注意を呼び掛けています。

また、裁判で勝訴しても返金されない場合は、別途法的手続きが必要になるなど、実際の被害の回復は難しいようです。

パチンコ・パチスロなどは、遊びと割り切れる範囲の資金で楽しむようにしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

自治会での名簿の扱い

護 自治会や町内会で名簿を作成するときの注意点には、どんなものがあるのかな。

保子 自治会・町内会などには通常、個人情報保護法の義務規定は適用されないけど、名簿の作成の際は法律などの趣旨を踏まえ、それぞれの団体の実情に合わせたルールを作って、会員の理解と協力の下での適切な取り扱いに留意しないとね。

護 具体的には、どんなルール作りを検討したらいいんだろう。

保子 自治会などの名簿は、その団体の活動のために作成するものだから、会員相互の親睦や連絡に利用目的を特定した使用を原則として、それ以外の利用については、役員会などで必要と認めた場合以外は禁止するといった、利用方法に関するルール作りが必要ね。

護 役員会などで「必要と認める場合」については、どんな基準で考えたらいいのかな。

保子 具体的には、

- 法令上の提出義務がある場合
 - 公益上必要と考えられる場合
 - 不正でない目的で、会員の利益となる場合
- といったことを判断基準にしたらいいと思うわ。

護 目的外のことに名簿が利用されないために、名簿の利用に関するルール作りが大事なんだね。

保子 そうね。ほかにも、名簿に掲載する会員の情報は必要最小限とすることや、情報の利用目的や管理方法などについて説明し、同意を得た上で個人の情報を掲載する、といった配慮も必要ね。

また、名簿の流出による被害を最小限にするため、配布対象者を限定したり、名簿の複製を禁止したりするなど、管理方法を決めておくことも大切よ。



このコーナーでは、学生の護くんが市役所に勤める保子さんに疑問を尋ねるかたちで、個人情報保護のいわゆる「過剰反応」について学んでいます。

総務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/somu/index.html>)でも具体的な事例を紹介していますので、ご覧ください。

※消費者の個人情報に関する相談は消費生活センター(☎23-1161)へ。くわしくは総務課(☎20-1510)へ。